

高崎市共同生活援助事業運営要領

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく共同生活援助事業の実施にあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）、高崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第50号）及び高崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年市規則第81号。以下「規則」という。）によるほか、この要領の定めるところとする。

(指定及び更新時における運営内容の届出)

第2条 この事業を運営しようとする者は、規則の定めるところにより市長に対し「指定障害福祉サービス事業所指定申請書」を提出する際に、「共同生活援助（グループホーム）運営内容届出書」（別記様式第1号）を添付し、次に掲げる事項について届け出るものとする。

- (1) 事業所の用に供する建物の所有権を証する書類又は賃貸借契約書（写し）
- (2) 入居予定者が負担する家賃の積算が明らかになる書類
- (3) 入居予定状況（援護の実施市町村、障害支援区分等）

(届出事項の変更及び事前協議)

第3条 指定を受けた事業者（以下「事業者」という。）は、前条各号に規定する内容に変更が生じるときは、速やかに「運営内容変更届出書」（別記様式第2号）に必要書類を添えて市長に届け出るものとする。

2 事業者は、省令に定める指定の申請に係る記載事項のうち、次に掲げる事項を変更する場合には、「運営内容変更事前協議書」（別記様式第2号）により事前に協議するものとする。

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
 - 三 運営規程（入居定員に係るもの）
- 3 市長は、前項に定める事前協議があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、事前協議の承認について別記様式第2号（2）により事業者に通知するものとする。

(現員状況の報告)

第4条 事業者は、毎月1日現在の事業所の利用状況について、「現員状

況報告書」(別記様式第3号)により毎月10日までに報告するものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年5月26日から施行する。
- 2 第4条の規定により平成29年6月1日現在の事業所の利用状況を報告する場合に限り、改正前の別記様式第3号の規定によることができる。
- 3 第6条の規定による平成29年4月1日現在の事業所の運営状況の報告をする場合に限りに、改正前の別記様式第4号の規定によることができる。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。